

所沢市立柳瀬中学校PTA会則（改正案・見え消し版）

第1章 総 則

- 第 1 条 （名称、事務局）
本会は柳瀬中学校PTAと称し、事務所を所沢市立柳瀬中学校
住所 所沢市坂之下960に置く。
- 第 2 条 （目 的）
本会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校における、生徒の幸福な成長をはかる
ことを目的とし、昭和35年5月1日に設立する。
- 第 3 条 （活 動）
本会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。
1. 家庭と学校との緊密な連絡によって生徒の生活を指導する。
2. 生徒の生活環境をよくする。
3. 学校教育の充実および発展につとめる。
4. 会員相互の研修と親睦をはかる。
- 第 4 条 （方 針）
1. 本会は特定の政党、宗教にかたよることなく、営利を目的とする行為は行わない。
2. 本会は青少年の教育ならびに、福祉のために活動する他の団体及び、機関と協力する
こともできる。
3. 本会は学校の人事、行事、その他の管理運営には一切干渉しない。

第2章 会 員

- 第 5 条 本会の会員となることができる者は、次のとおりである。
1. 本校に在籍する生徒の保護者
2. 本校教職員
3. 特別な事情があり本部役員および参与が承認した者
- 第 6 条 本会の会員は、会費を納めるものとする。
- 第 7 条 本会の会員は、会則の定めるところにより、すべて平等の権利と義務を有する。
- 第 8 条 退会を希望する者は、別に定める退会届を提出する。

第3章 会 計

- 第 9 条 （経 理）
本会の経理は、会費およびその他の収入によってこれに充当する。
- 第 10 条 （会 費）
会費は一家族年間2,400円とする。
- 第 11 条 （会計年度）
本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 第 12 条 （会計監査）
1. 監査は必要に応じ随意に会計監査を行うことができる。
2. 総会で監査報告を行う。
3. 会計監査は2人とする。
4. 会計監査は総会で承認を得る。

第 4 章 役 員

第 1 3 条 (役 員)

本会の役員は次のとおりとする。定数について、特別な事情がある場合は考慮する。

1. 本部役員
 - ア. 会 長 1名
 - イ. 副会長 若干名 (含むT 1)
 - ウ. 書 記 2～3名
 - エ. 会 計 2名 (P 1, T 1)
 - オ. 幹 事 2名 (P 1, T 1)
2. 理 事 若干名
3. 専門委員
4. 参 与 (校長)

第 1 4 条 (役員の選出方法)

1. 会長、副会長、書記の候補者は立候補、又は推薦によって選出し、総会の承認を得る。
2. 理事は専門委員長があたる。また、教職員は全員が理事となる。
3. 専門委員は会員より選出された各委員をあてる。
4. 会計、幹事は会長が委嘱する。

第 1 5 条 (役員の任期)

役員
役員の任期は1年とし再任を妨げない。
欠員補充による新役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 1 6 条 (役員の仕事)

1. 会長は本会を代表し、総会及び各種委員会を招集し、その他一切の会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 書記は本部・理事会等の庶務を行い、その活動に関する事項を記録する。
4. 理事は理事会を構成し、予決算の原案及び事業の企画運営等会務について審議し、適正な運営をはかる。
5. 専門委員は専門委員会を構成し、その職務を遂行する。
6. 会計は本会の予算に基づいて一切の会計事務を処理し、且つ本会の財産を管理する。
7. 本部役員は正副会長、書記、会計、幹事をもって構成し、緊急な事案について処理することができる。ただし、すみやかに理事会を開催し、処理事案を報告しなければならない。

第 1 7 条 (顧 問)

本会に顧問を置くことができる。

1. 顧問は役員等の相談にのるとともに、役員から依頼のある会議に出席し意見を述べる
ことができる。
2. 顧問の任期は1年とし再任を妨げない。

第 5 章 会 議

第 1 8 条 (総 会)

1. 総会は、定期総会と臨時総会があり、会長が招集する。
2. 定期総会は毎年度始めに開き次の事項を審議決定する。
総会は全会員の過半数の承認を得て成立する。
総会並びに臨時総会に提出された議案は出席人員の過半数で決する。
(1) 会務報告の承認

(2) 予算の決定および決算の承認

(3) 事業計画の承認

(4) 役員の承認

(5) その他必要事項

3. 臨時総会は会長が必要と認めた時、または全会員の5分の1以上の要求があったときに開く。

4. 総会は全会員の過半数の出席により成立する。

5. 総会に提出された議案は出席人員の過半数の承認により決する。

第 19 条 (理事会)

理事会は正副会長及び理事をもって構成し次の事項について審議決定する。

1. 定期総会に提出する議案
2. 総会の議決事項の処理
3. その他必要事項

第 20 条 (専門委員会)

専門委員会は各専門委員をもって構成し必要事項を審議し運営にあたる。

第 21 条 (候補者推薦)

1. 候補者推薦委員会は廃止し、本部役員、教職立ち合いのもと、役員の調整に当たる。

第 6 章 専門委員会

第 22 条 本会に第3条の活動及び事業を行うための専門委員会を設ける。

1. 厚生・校外指導委員会
 - (1) 生徒及び会員の福利厚生
 - (2) 生徒の体力向上に関する事項への協力
 - (3) 生徒の校外生活を指導育成する。
2. 教養委員会
会員の研修並びに親睦をはかる。
3. 広報委員会
広報の編集と発行及びこれに関する調査研究を行う。
4. 資源委員会
資源回収の運営及び資源に関する協力を行う。

第 7 章 個人情報の取り扱い

第 23 条 本会は、取得した個人情報を次の目的で利用する。

1. 会費の納入管理のため
2. 活動における行事等の案内（メール連絡含む）、参加者の確認、傷害保険等への加入のため
3. 活動の企画・検討・連絡調整のため
4. 役員・委員の選考・選出のため
5. 役員名簿作成のため
6. 会員からの問い合わせに対応するため

第 24 条 本会は、次の個人情報を第 23 条に定めた利用目的を示した上で、理事及びPTAの本部役員または会員から取得する。ただし、(4)についてはPTA本部役員のみ取得する。

- (1) 会員氏名
- (2) 生徒氏名・クラス

- (3) 会員電話番号
(4) 会員住所
- 第 25 条 本会が取得した個人情報は、会長が指定する役員が保管する。
また役員・委員以外の者が閲覧できないよう、また第三者への漏えい・流出のないように適切に管理を行う。
- 第 26 条 本会の役員・委員は個人情報の重要性を理解し、その取扱いには十分注意を払わなければならない。
- 第 27 条 本会は、第 23 条に定めた利用目的を達成するため、本人の同意を得た上で、取得した個人情報を学校へ提供する。それ以外の第三者に対しては、次に掲げる場合を除き、保有する個人情報を第三者へ提供しない。
- (1) 法令に基づく場合
(2) 人命にかかわる場合で本人から同意を得るのが困難なとき
(3) 業務を委託する場合
- 第 28 条 本会が保有している個人情報については、本人から開示又は訂正等の請求があった場合は、本会は遅滞なく対応しなければならない。
請求は、書面に必要事項を記入の上、本会へ申し出るものとする。
- 第 29 条 PTAの本部役員及びPTA会員は、提供した個人情報に変更が生じた場合には、遅滞なく本会に届け出るものとする。
- 第 30 条 本会は、保有している個人情報について利用する必要がなくなったときは、遅滞なく廃棄するものとする。

第 8 章 補則 会則の改正

- 第 31 条 会則の改正は理事会の議決を経て総会の承認により決定する。ただし、第 18 条第 5 項の定めによらず、出席人員の 3 分の 2 以上の承認により決するものとする。
- ~~第 32 条 この改正された会則は、令和 6 年 5 月 2 日より施行する。~~

~~第 9 章 会則の変更~~

- ~~第 33 条 この規約は総会において全会員の 2/3 以上の承認がなければ変更することができない。~~

この会則は、昭和 39 年 5 月 2 日一部改正施行する。
この会則は、昭和 41 年 5 月 6 日一部改正施行する。
この会則は、昭和 44 年 5 月 30 日一部改正施行する。
この会則は、昭和 47 年 5 月 9 日一部改正施行する。
この会則は、昭和 49 年 5 月 9 日一部改正施行する。
この会則は、昭和 50 年 5 月 9 日一部改正施行する。
この会則は、昭和 54 年 5 月 9 日一部改正施行する。
この会則は、昭和 58 年 5 月 7 日一部改正施行する。
この会則は、昭和 59 年 5 月 12 日一部改正施行する。
この会則は、昭和 60 年 5 月 11 日一部改正施行する。
この会則は、昭和 61 年 5 月 14 日一部改正施行する。
この会則は、昭和 63 年 5 月 7 日一部改正施行する。
この会則は、平成 5 年 4 月 24 日一部改正施行する。

この会則は、平成 6年 4月 30日一部改正施行する。
この会則は、平成 7年 5月 6日一部改正施行する。
この会則は、平成 8年 5月 2日一部改正施行する。
この会則は、平成10年 5月 2日一部改正施行する。
この会則は、平成11年 5月 1日一部改正施行する。
この会則は、平成13年 4月 27日一部改正施行する。
この会則は、平成15年 5月 1日一部改正施行する。
この会則は、平成18年 5月 2日一部改正施行する。
この会則は、平成30年 5月 2日一部改正施行する。
この会則は、令和 2年 6月 24日一部改正施行する。
この会則は、令和 5年 5月 2日一部改正施行する。
この会則は、令和 6年 5月 2日一部改正施行する。
この会則は、令和 7年 10月 6日一部改正施行する。